



ブラジルでの森林破壊に対する取り組みについて

2020年9月

森林火災は、ブラジルの環境に加えソブリン債の信用力にもダメージを与えています。ブルーベイでは、熱帯雨林というブラジルのユニークな天然資源の保全を支援するとともに、政策担当者に対するエンゲージメントを主導しており、そのような取り組みが、最終的に同国の信用力強化につながると考えています。

ブラジルの森林火災の映像は、多くの人に衝撃的な光景として映っていることでしょう。環境面而言えば、森林火災との闘いは、気候変動やそれが地球全体にもたらす壊滅的な影響への世界的な取り組みの一部となっています。

誰もが道徳的及び環境的な影響を受けませんが、投資家としては3つ目の問題もあります。金融リスクです。

ブルーベイでは、生物学的多様性（バイオダイバーシティ）や気候変動は、一国の信用力に影響を与えかねないシステミックなリスク要因であると考えています。森林破壊は、ESGの観点から投資対象としてのブラジルの魅力を低下させているのみならず、ブラジルの貴重な森林資産を、将来的に、カーボン・ファイナンスに活用したり、パリ協定における法的義務を達成したりするなどの前向きなイニシアチブのために活用する能力にも影響を及ぼしています。

ESG要素はブルーベイの投資プロセスに組み込まれており、ブラジルで森林破壊が進んでいることは、環境面の問題であると同時に、長期目線でのソブリン債投資家であるブルーベイにとって、ブラジルの信用面での懸念材料になり始めています。森林火災は最終的にブラジルの信用格下げにつながるとみられ、ブラジル資産の値下がりにつながりかねないためです。

これを踏まえてブルーベイでは、今年6月に行動を起こしました。総額3.7兆米ドルのブラジル資産を運用する他の29投資家と協働し、ブラジル大使館の代表者に対して問題を提起しました。

投資家のロビー活動という点においては、実際に株主として企業に働きかける意味で株式投資家が優位に立っていると言えますが、ソブリン債の運用において実績ある我々投資家の意見は、ふさわしい人物に聞き入れてもらうことが出来ました。



グラハム・ストック
エマージング債チーム
シニア・ソブリン・ストラテジスト

結果として、投資家の意見は、過去に金融政策に関して意見交換を行ったことのある中央銀行、そして実際にアマゾン森林破壊のタスクフォースを率いるブラジルの副大統領まで届くこととなりました。

投資家としての我々の意見は、確実に先方に理解してもらえたと考えており、一連のイニシアチブに関連したワーキング・グループを正式に立ち上げている段階です。ワーキング・グループは「ブラジルの森林破壊に関する投資家の政策対話（Investors' Policy Dialogue on Deforestation in Brazil）」と名付けられる見込みで、ブルーベイが共同議長を務める方針です。その中で、当初注力する分野としては、以下が挙げられます。

1. 森林破壊率の大幅な削減、すなわちブラジルの気候変動に関する法律の19条に示されるコミットメントへの信用ある取り組み
2. ブラジル「森林法」の実施強化
3. 環境及び人権に関連した法律の施行を請け負う行政機関が、効率的にその義務を遂行することと、森林保護を促す法律制定に向けた進展
4. 2019年に発生した大規模な火災の再発を防止するための、森林の近くもしくは森林内での火災の防止
5. 森林破壊や森林被覆率、所有権、コモディティのサプライチェーンなどに関連した情報を公に開示すること

国のトップ（大統領）の発言は必ずしも我々の努力に即した内容ではありませんが、政府全体に浸透しているものでもないとみられます。実際、政府内には様々な意見があり、事態の深刻さを理解し、それに対して真剣に取り組んでいる機関も存在します。最適な方法についての意見は食い違う可能性もありますが、熱帯雨林の保全という根底にある目的意識は共通していると考えています。引き続き、政策を前向きな方向へと転換していくために、圧力を加えるべく適切なポイントや、協働すべき人たちを見極めており、成功の余地はあると考えています。

足元では、ブラジル政府やその他貿易機関の変化に対するコミットメントを促すための当初2年間のイニシアチブを正式にまとめました。将来的な他のソブリンとの積極的な関わりにおける良いモデルとなることを期待しています。

ブルーベイのESGやその他産業セクターにおける参加型の取り組みに関しては、[リンク先](#)もご参照下さい。

ディスクレームー

ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1029号

一般社団法人 日本投資顧問業協会会員、一般社団法人 投資信託協会会員、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会会員

■手数料等

当社の提供する投資一任業に関してご負担いただく主な手数料や費用等は以下のようになります。手数料・費用等はお客様の特性、委託された運用金額や運用戦略、運用状況、あるいは当社に係る業務負担等により、下記料率を上回る、又は下回る場合があります。最終的な料率・計算方法等は、お客様との個別協議により別途定めることとなります。

ロング・オンリー戦略					オルタナティブ戦略		
(年率、税抜き)					(年率、税抜き)		
投資対象	投資適格債	マーキング債	レバレッジド・ファイナンス	転換社債	運用戦略	トータル・リターン	絶対リターン
運用管理報酬 (上限)	0.40%	0.70%	0.70%	0.65%	運用管理報酬 (料率範囲)	0.50% - 1.10%	0.90% - 1.35%
					成功報酬 (料率範囲)	0.00% - 20.0%	0.00% - 20.0%

なお、当社との投資一任契約は、原則、運用戦略に応じた外国籍投資信託を投資対象とします。上記手数料には、お客様から直接当社にお支払いいただく投資顧問報酬、外国籍投資信託に対して投資した資産から控除される運用報酬が含まれます。

この他、管理報酬その他信託事務に関する費用等が投資先外国籍投資信託において発生しますが、お客様に委託された運用金額や運用戦略ごとに、あるいは運用状況等により変動いたしますので、その料率ならびに上限を表示することができません。手数料や費用等について詳しくは、弊社担当者にお問い合わせをいただくか、契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

■投資一任契約に関するリスク

投資一任契約に基づく契約資産の運用は、原則、戦略に応じた外国籍投資信託を通じて、実質的に海外の公社債、株式等の有価証券や通貨などの価格変動性のある資産に投資を行います。これら有価証券等には主に以下のリスクがあり、株式相場、金利、為替等の変動による価格変動、及び有価証券の発行会社の財務状況の悪化等による価格の下落により、外国籍投資信託等の基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って契約資産は保証されるものではなく、お客様の投資された元本を割り込むことがあります。また、デリバティブ取引等が用いられる場合においては、上記の価格変動等により、元本超過損が生じる可能性があります。運用による損益は全てお客様に帰属いたします。

価格変動リスク：有価証券の価格変動に伴って損失が発生するリスク

為替変動リスク：外国為替相場の変動に伴って損失が発生するリスク

信用リスク：発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により損失が発生するリスク

流動性リスク：市場の混乱等により取引ができず、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失が発生するリスク

カントリーリスク：投資対象国／地域の政治・経済、投資規制、通貨規制等の変化により損失が発生するリスク

なお、契約資産が持つリスクは上記に限定されるものではありませんのでご注意ください。リスクに関する詳細につきましては契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

本資料は受領者への情報提供のみを目的としており、特定の運用商品やサービスの提供、勧誘、推奨を目的としたものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

本資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、当社がその正確性、完全性、妥当性を保証するものではありません。記載された内容は、別途記載のない限り資料作成時点のものであり、今後予告なく変更される可能性があります。過去の実績及びシミュレーション結果は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。なお、当社の書面による事前の許可なく、本資料およびその一部を複製・転用・ならびに配布することはご遠慮下さい。当社と金融商品取引契約の締結に至る場合には、別途契約締結前交付書面等をお渡しますので、当該書面等の内容を十分にお読みいただき、必要に応じて専門家にご相談の上、お客様ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。

以上